

令和6年3月1日（金曜日）

第1回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

令和6年第1回松島町議会定例会会議録（第1号）

出席議員（14名）

1番	菅野隆二君	2番	米川修司君
3番	櫻井靖君	4番	櫻井貞子君
5番	中島一都君	6番	後藤良郎君
7番	赤間幸夫君	8番	高橋幸彦君
9番	阿部幸夫君	10番	今野章君
11番	小澤陽子君	12番	片山正弘君
13番	高橋利典君	14番	色川晴夫君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
副町長	熊谷清一君
総務課長	千葉繁雄君
財務課長	佐藤進君
企画調整課長	佐々木敏正君
町民福祉課長	安土哲君
健康長寿課長	齊藤恵美子君
産業観光課長	太田雄君
建設課長	赤間春夫君
会計管理者兼会計課長	岩渕茂樹君
水道事業所長	櫻井和也君
危機管理監	田瀬高広君
産業観光課専門官	赤間隆之君
建設課参事兼建設係長	梁川秀幸君
総務課参事兼総務管理班長	相澤光治君
教育長	内海俊行君

教 育 次 長	千 葉 忠 弘 君
教 育 課 長	蜂 谷 文 也 君
選挙管理委員会事務局長	千 葉 知 道 君
監 査 委 員	丹 野 和 男 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 千 葉 浩 司 次 長 熊 谷 直 美
主 査 清 水 啓 貴

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 6 年 3 月 1 日 (金曜日) 午後 1 時 0 0 分 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 会期の決定

3 月 1 日から 3 月 15 日まで 15 日間

〃 第 3 諸般の報告

〃 第 4 陳情第 1 号 現行の健康保険証の存続を求める意見書提出のための陳情について

〃 第 5 議案第 2 号 第 4 期松島町障がい者計画について (提案説明)

〃 第 6 議案第 3 号 松島町高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画について (提案説明)

〃 第 7 議案第 4 号 松島町観光振興計画について (提案説明)

〃 第 8 議案第 5 号 松島町特別会計条例の制定について (提案説明)

〃 第 9 議案第 6 号 松島町監査委員条例及び松島町水道事業及び下水道事業の設置に関する条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 10 議案第 7 号 松島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 11 議案第 8 号 松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 12 議案第 9 号 児童公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 13 議案 108 号 松島町国民健康保険税条例の一部改正について (提案説明)

- 〃 第14 議案第11号 松島町介護保険条例の一部改正について（提案説明）
- 〃 第15 議案第12号 松島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について（提案説明）
- 〃 第16 議案第13号 松島町水道事業給水条例の一部改正について（提案説明）
- 〃 第17 議案第14号 指定管理者の指定について（提案説明）
- 〃 第18 議案第15号 令和5年度松島町一般会計補正予算（第8号）（提案説明）
- 〃 第19 議案第16号 令和5年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（提案説明）
- 〃 第20 議案第17号 令和5年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）（提案説明）
- 〃 第21 議案第18号 令和5年度松島町観瀾亭特別会計補正予算（第2号）（提案説明）
- 〃 第22 議案第19号 令和5年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第2号）（提案説明）
- 〃 第23 議案第20号 令和5年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）（提案説明）
- 〃 第24 議案第21号 令和5年度松島町下水道事業会計補正予算（第3号）（提案説明）
- 〃 第25 議案第22号 令和6年度松島町一般会計予算（提案説明）
- 〃 第26 議案第23号 令和6年度松島町国民健康保険特別会計予算（提案説明）
- 〃 第27 議案第24号 令和6年度松島町後期高齢者医療特別会計予算（提案説明）
- 〃 第28 議案第25号 令和6年度松島町介護保険特別会計予算（提案説明）
- 〃 第29 議案第26号 令和6年度松島町介護サービス事業特別会計予算（提案説明）
- 〃 第30 議案第27号 令和6年度松島町観瀾亭特別会計予算（提案説明）
- 〃 第31 議案第28号 令和6年度松島町水道事業会計予算（提案説明）
- 〃 第32 議案第29号 令和6年度松島町下水道事業会計予算（提案説明）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1時00分 開 会

○議長（色川晴夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席議員が13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第1回松島町議会定例会を開会します。

傍聴の申出がございますので、お知らせいたします。[REDACTED]であります。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（色川晴夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、3番櫻井 靖議員、4番櫻井貞子議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（色川晴夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日3月1日から3月18日までの18日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月18日までの18日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（色川晴夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長より、行政報告の申出がありますので、これを許可します。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 本日、第1回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、挨拶と町政の諸報告をさせていただきます。議員の皆様には、議会定例会にご参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。

初めに、令和6年能登半島地震に伴う災害派遣について1月に2名の職員を石川県能登町へ派遣したことをさきの臨時議会でご報告いたしましたが、3月13日から21日までの日程で再度職員2名を派遣し、被災家屋調査業務の支援を行う予定となりましたので、ご報告いたし

ます。

また、2月21日から23日までの日程で職員3名を能登半島地震被災地の現地視察へ派遣し、併せて松島中学校及び松島高等学校の生徒が中心となって集められた募金を能登町教育委員会へ、観光協会からお預かりした松島かき祭りで集まった募金は能登半島広域観光協会へお届けしておりますので、ご報告いたします。

さて、本日提案いたします議案は、計画の策定が3件、条例の制定及び一部改正が9件、令和5年度補正予算が7件、令和6年度当初予算が8件、その他の議案が1件でございます。後ほど、提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき、承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております令和5年12月7日以降の町政の諸報告につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。12月7日に令和5年第6回松島町議会定例会を招集し、11日までの会期において、条例改正及び廃止並びに各種会計補正予算等についてご審議いただきご承認をいただきました。

12月15日、1月25日、26日には各小学校で子ども版タウンミーティングを開催し、松島の未来を担う子供たちとつくろう新しい松島をテーマによりよい松島の未来をつくるための意見交換を行いました。

12月21日は、令和5年第2回松島議会臨時会を招集し、令和5年度一般会計補正予算についてご審議いただき、ご承認いただきました。引き続き開催された議会全員協議会では各種計画（案）等協議事項4件について説明させていただき、ご意見を頂きました。

12月25日には松島町交通社会実験協議会を開催し、10月に実施した内容を踏まえ最終的な取りまとめに向けて関係各機関から意見、課題等について話し合いを行いました。

1月7日には文化観光交流館において第75回松島町成人式「二十歳を祝う会」を挙行し、89名が参加し門出をお祝いしております。

1月8日には文化観光交流館において松島町消防団出初式が行われ、伊藤信太郎環境大臣より能登半島地震直後の災害対応活動を踏まえ消防団の役割の重要性について激励の言葉を頂きました。また、式典では長年にわたる消防活動への表彰状の伝達や新人団員による宣誓が行われ、出席者は火災や災害などから町を守る決意を新たにいたしました。

2月4日には松島かき祭りが開催され、晴天の下、県内外から多くのお客様に松島のカキを使った様々な料理を楽しんでいただくことができました。

2月5日には令和6年第1回松島町議会臨時会を招集し、令和5年度一般会計補正予算についてご審議いただき、ご承認をいただきました。

2月26日は都市計画審議会を開催し、初原地区の都市計画道路等について進捗状況を説明しました。

2月28日には松島町総合計画審議会を開催し、次期長期総合計画作成スケジュール等の説明を行いました。

このほかの諸報告は記載をもって説明に代えさせていただきます。

本日はよろしく願いをいたします。

○議長（色川晴夫君） 町長の行政報告を終わります。

議長の諸報告はお手元に配付しております。概要を申し上げます。

1の出納検査・監査につきまして記載のとおり、例月現金出納検査を行っていただいております。大変ご苦労さまでございます。

2の請願・陳情・意見書等の受理については、陳情2件を受理しております。

3の行政視察については令和6年2月6日に山形県中山町議会治山治水特別委員会9名が来庁されております。

4の会議等については、令和5年12月7日第13回心の震災復興障がい者就労支援グラウンドゴルフ大会から、2ページ目の2月25日松っ子まつりで58件の各種行事がございました。

5の議会だよりの発行については、2月1日に第157号が発行されております。

6の委員会調査及び7、議員派遣について各常任委員会の調査、研修等がそれぞれ行われました。

議長の諸報告は以上となります。

このほか、一部事務組合議会等の組合議会からの報告書の提出がございました。令和5年12月定例会以降に開催された組合議会は塩釜地区消防事務組合議会、宮城東部衛生処理組合議会、宮城県後期高齢者医療広域連合議会になります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 陳情第1号 現行の健康保険証の存続を求める意見書提出のための陳情について

○議長（色川晴夫君） 日程第4、陳情第1号現行の健康保険証の存続を求める意見書提出のための陳情についてを議題といたします。

事務局長より、朗読させます。千葉局長。

○事務局長（千葉浩司君） 朗読します。

陳情第1号、現行の健康保険証の存続を求める意見書提出のための陳情について。

陳情者、仙台市青葉区本町2の1の29仙台本町ホンマビル4階、宮城県保険医協会理事長井上博之。

陳情の要旨。2024年秋に現行の健康保険証を廃止し、マイナ保険証に一本化すると政府方針について拙速に廃止を行わず、より慎重に検討を進め、誰一人取り残されることなく国民皆保険の下、安心して医療を受けられるために国に対して意見書の提出を求めるものです。

以上です。

お諮りします。陳情第1号については、所管の委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。よって、陳情第1号、現行の健康保険証の存続を求める意見書提出のための陳情については教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第5 議案第2号 第4期松島町障がい者計画について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第5、議案第2号第4期松島町障がい者計画についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者からの説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第2号第4期松島町障がい者計画について、提案理由を申し上げます。

第4期松島町障がい者計画につきましては、障害者基本法第11条第3項に基づき障害者のための施策に関し本町の基本的な計画を策定するものであります。

本町の障がい者計画は平成30年度に第3期松島町障がい者計画を策定しており、今回見直しを行うものであります。現行の計画を継承しつつ今後の町の障がい福祉施策といたしまして人権、権利擁護の推進、障がい児の支援の充実、経済的自立支援の充実など取組の強化を掲げて推進していくものであり、松島町基本条例第8条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜ります

ようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） それでは、議案書つづりの一番最後に添付しております資料の計画概要版をお開き願います。

今回、議案として提出しております第4期松島町障がい者計画（案）につきましては12月21日開催の議会全員協議会においての協議を経て、提案するものでございます。なお、議会全員協議会時と異なる箇所につきましてはSDGsの誰一人取り残さないという視点を持ち、障がい者・児の施策を推進することでSDGsへの達成の寄与を図るため経過で掲載しております。議会全員協議会時の際にも申し上げましたが、平成30年に策定した現行の計画の基本理念の継承を基本としまして基本目標を3つ掲げ、重点的な取組を実行していく計画となっております。

最後に、今回同時期に見直しを図ります第7期松島町障がい福祉計画及び第3期松島町障がい児福祉計画につきましては、議会全員協議会時に資料として提示させていただきました概要版と変更点がないことから、資料としては議案の第4期障がい者計画案の概要版のみとしておりますので、申し添えさせていただきます。

以上で説明は終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第6 議案第3号 松島町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画について
(提案説明)

○議長（色川晴夫君） 日程第6、議案第3号松島町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第3号松島町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画について、提案理由を申し上げます。

本計画につきましては老人福祉法及び介護保険法に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間を1期として策定するもので、本町における高齢者福祉施策と介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画であり、松島町議会基本条例第8条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜ります

ようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） それでは12月の全員協議会でご協議いただきました本計画案について、その後、変更した内容を中心にご説明申し上げます。計画案に添付いたしました資料、全員協議会からの変更点をご覧ください。資料一覧では変更事項ごとに該当となるページ、項目、内容について記載しております。

まず、変更事項1から6につきましては実績値の精査に伴う修正や追加、項目の取りまとめなどを行った内容となっております。変更事項7、85ページから87ページに記載の介護給付費について、1月に令和6年度介護報酬改定の内容が示されたことから改正内容を反映させた額へと変更を行ったものでございます。変更事項8につきましては、介護給付費の見直しに伴い、88ページ表中の標準給付費見込み額や財政調整基金取崩額などの修正を行ったものでございます。変更事項9につきましては、所得段階の要件及び負担割合の最終決定に伴い、89ページ表中の月額及び年額などの修正を行ったものでございます。また、所得段階1から3につきましては括弧書きで負担軽減前の負担割合と金額を記載し、2段書きといたしました。

そのほか、微細な文言修正や表現の変更につきましては説明を省略させていただきます。

なお、素案の最後には資料編として運営協議会の開催状況や用語解説を掲載しておりますので、併せてご参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第7 議案第4号 松島町観光振興計画について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第7、議案第4号松島町観光振興計画についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第4号松島町観光振興計画について、提案理由を申し上げます。

平成25年3月に策定した松島町観光振興計画につきまして、現状の分析と課題の見直しを図り松島町長期総合計画に則するとともに、国や県の観光計画との整合性を図りながら観光行政の価値を高めるために現計画の改定を行うものであり、松島町議会基本条例第8条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜ります

ようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 前回からの主な修正箇所について説明をいたします。

初めに18ページ、4の松島観光が担うSDGs達成に向けた役割を第4期障がい者計画及び高齢者福祉計画第9期介護保険事業計画と同様に新たに追加掲載をしております。

続いて26ページをお開き願います。ここでは基本方針のテーマ、ストーリー性の高い体験価値の提供、基本施策1、歴史・文化・ツーリズムの推進中、③教育旅行受入体制の構築を追加しております。内容については32ページをお開き願います。32ページの基本事業③で松島の歴史・文化等東日本大震災から学ぶ防災SDGsを軸に探求・学習する機会として教育旅行の受入れを推進してまいります。

恐れ入りますが、再度26ページにお戻りください。基本方針3、国際的観光ブランドイメージの強化、基本施策2、国内外の交流を通じた松島の魅力発信中、④国内外のメディアの誘致を新たに加えました。内容につきましては39ページをお開き願います。基本事業の④になりますが、テレビ番組などのロケ地として対応できるよう撮影支援を充実させ、支援作品を通じた松島のPRなどの推進を図ってまいります。

最後に40ページをお開き願います。ここでは基本方針4、時代の変化に対応した新たな担い手づくり、（1）基本施策1、松島を支える人、組織づくりの推進中、基本事業の②、町民の心温まるおもてなし力の向上の中で8行目、「また」下記以降になりますが、地元高校のおもてなしツアーや高齢者ガイドについての部分を追加掲載しております。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第8 議案第5号 松島町特別会計条例の制定について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第8、議案第5号松島町特別会計条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第5号松島町特別会計条例の制定について提案理由を申し上げます。

今回の条例の制定につきましては、松島区外区有財産特別会計の廃止に合わせ法律で設置が義務づけられている特別会計を除く各特別会計条例の一元化を図るため定めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） それでは、議案第5号松島町特別会計条例の制定についてご説明させていただきます。

条例に関する説明資料の1ページをお開き願いたいと思います。議案書つづりの最後になります。

第1条につきましては、地方自治法第209条第2項の規定により松島町介護サービス事業及び松島町観瀾亭等事業について特別会計を設置することを規定するものでございます。なお、米印箇所になりますが、地方自治法第209条第2項の規定に基づく特別会計の設置は他の法律で義務づけられている場合は除くため、国民健康保険及び後期高齢者医療並びに介護保険は各個別の法律で義務づけられておりますので、本条例では設置はいたしません。

次に第2条につきましては、特別会計の歳入及び歳出について規定するものであり、歳入は事業収入、一般会計からの繰入金、借入金、その他の収入とし、歳出は事業費、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、その他の諸支出と規定するものでございます。

次に第3条につきましては、弾力条項について規定するものであり、地方自治法第218条第4項の規定により弾力条項を適用することができるものとするものでございます。

2ページをお開き願いたいと思います。附則といたしまして、第1項として本条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。第2項といたしまして、現在の松島町国民健康保険特別会計条例ほか3つの特別会計の条例を廃止するものでございます。また、第3項として松島区外区有財産特別会計の廃止に伴う経過措置を規定するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第9 議案第6号 松島町監査委員条例及び松島町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第9、議案第6号松島町監査委員条例及び松島町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第6号松島町監査委員条例及び松島町水道事業及び下水道事業の設

置等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い地方自治法の引用部分の条項ずれを整理するため所要の改正を行うものであります。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第10 議案第7号 松島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第10、議案第7号松島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第7号松島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が公布され令和6年4月1日から施行されることに伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とするため所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） それでは松島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書後ろから2枚目、条例に関する説明資料をご覧ください。

今回の条例改正につきましては、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とするため改正するものです。条例第3条第1項の改正につきましては、会計年度任用職員に支給する手当に勤勉手当を追加するものです。第16条の2につきましては、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の規定であり、第1項において勤勉手当の支給対象者を任期が6月以上の職員と規定するものです。第2項においては、任期が6月未満の場合においても1会計年度内の任期の合計が6月以上となった場合は支給対象とすること、また、6月期の勤勉手当の支給において前年度と当該年度の任用期間との合計が6月以上になった場合は支給対象とするものです。

次に、第26条及び第26条の2につきましては、パートタイム会計年度任用職員に係る改正になります。第26条第1項の改正は期末手当の支給から除かれるものの勤務時間の基準を勤勉手当の支給基準にも適用するための改正であり、対象外となるのは1週間当たりの平均勤務時間が15時間30分未満の職員となります。2ページに渡りますが、第26条の2第1項につきましては、勤勉手当の額を算出する際の勤勉手当基礎額の読替規定であり、常勤職員の勤勉手当基礎額となる給料月額を在職期間における報酬の1月当たりの平均額と読替えるものです。同条第2項につきましては第26条第2項及び第3項の期末手当の規定を準用する規定であり、1ページの第16条の2第2項と同様となります。

勤勉手当の支給月数につきましては、表に記載のとおり、6月期・12月期それぞれ0.4875月、年間では0.975月とし、年間の期末勤勉手当の支給月数は3.425月となります。

附則第1項になりますが、改正条例は令和6年4月1日から施行するものです。また、今回の改正により会計年度任用職員への勤勉手当を支給することとなるため、附則第2項において職員の育児休業等に関する条例第7条第2項で規定する育児休業をしている職員からパートタイム会計年度任用職員を除くの文言を削除するものです。また、本日令和6年度のパートタイムの会計年度任用職員関係資料を配付しておりますが、令和6年度予算ベースでの会計年度任用職員の任用予定数は全会計で104人、うち77人が期末勤勉手当の支給対象であり、手当のうち勤勉手当の額につきましては1,062万3,000円を見込んでおります。なお、本町においてフルタイム会計年度任用職員の採用予定はありません。

説明につきましては以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第11 議案第8号 松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第11、議案第8号松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第8号松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令が公布

され、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準についてもその一部が改正されたことに伴い、本条例における特定教育・保育施設の重要事項の書面掲示の義務づけを見直す改正を行うものであります。また、現在書面等を磁気ディスク、フロッピーディスク等の特定の記録媒体での提出を求める規定について、技術的中立性を明らかにする観点から媒体の種類を示さない形の電磁的記録媒体に改める改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 説明。安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 議案書つづりの後ろから2枚目の条例に関する説明資料をお開き願います。

今回の一部改正につきましては、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令が公布されたことなどに伴いまして本町条例の特定教育・保育施設の重要事項の義務づけを見直す改正となっております。なお、ここで言います重要事項とは当該施設が提供する事業や保育、教育の内容を明記することを言っておりまして、これが条例の第23条第1項にありますこれまでの書面による提示に加え、インターネットによる公衆の閲覧を追加とする内容となっております。あわせまして、第53条第2項第2号にあります書面等を磁気ディスク、フロッピーディスク等の特定の記録媒体での提出を求める規定につきまして、特定の媒体の種類を示さない電磁的記録媒体に文言を改める内容となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第12 議案第9号 児童公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
(提案説明)

○議長（色川晴夫君） 日程第12、議案第9号児童公園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第9号児童公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、令和5年4月1日に磯崎保育所が廃止され、建物等の解

体に伴い磯崎児童公園を廃止するため所要の改定を行うものであります。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第13 議案第10号 松島町国民健康保険税条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第13、議案第10号松島町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第10号松島町国民健康保険税条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、宮城県国民健康保険運営方針の改定の時期に合わせ、現在の財政状況及び医療費等を踏まえ、国民健康保険税の税率改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 議案書つづりの最後の資料をお開き願います。

今回の条例の一部を改正する条例は、宮城県国民健康保険運営方針の改定時期に合わせて国民健康保険税の税率を改正を行うものであります。

12月21日の議会全員協議会の協議を踏まえ提案させていただくものでございます。条例の条文中では基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の均等割及び平等割の応益割について改正となります。軽減世帯でない世帯で応益割を従来より5,000円引き下げる内容となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第14 議案第11号 松島町介護保険条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第14、議案第11号松島町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第11号松島町介護保険条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、介護保険法の規定に基づき令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画期間における第1号被保険者の介護保険料標準段階への多段階化及び介護保険料率を改定するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） それでは議案書最後から4枚目、条例に関する説明資料に基づきご説明いたします。

65歳以上の第1号被保険者の介護保険料につきましては、介護保険法第129条の規定により3年ごとに見直しを行い、政令で定める基準に従って町が条例で定めることとなっております。今回の改正では1号被保険者の標準段階の多段階化と保険料率の改定、また、公費軽減割合の見直しを行うものです。

改正の主な内容につきましては、第2条第1項で適用年度を改め、第1号から第13号において所得段階を現行9段階から13段階へと多段階化し、各所得段階の介護保険料を改正するものでございます。第2条第2項から第4項では所得段階第1段階から第3段階の軽減措置後の保険料について改正するものでございます。なお、改正の内容を一覧にしておりますので最終ページの資料2をお開き願います。

上の表は第9期計画における改正内容、下の表では第8期計画の内容についてそれぞれ示しております。今回改正する保険料につきましては、表中右端の年額の欄と合致しておりますことをご確認願います。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第15 議案第12号 松島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第15、議案第12号松島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第12号松島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、松島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等について所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） それでは資料に基づき説明申し上げます。恐れ入ります。最後から8枚目、条例に関する説明資料をお開き願います。

今回の条例改正につきましては、厚生労働省令の改正に伴う4つの関係条例の改正であり、改正内容に共通する部分が多いことから、その4つの条例を条立てにより一括して改正するものでございます。それぞれの主要な改正内容は資料1ページから7ページに記載のとおりでございますが、最終ページのA4横の資料2でご説明申し上げます。

改正対象となる4つの条例の名称は資料上半分にお示しした改正する条例の概要に記載したとおりでございます。第1条関係及び第4条関係はケアマネジャー業務の基準を定めたもの、第2条関係及び第3条関係は地域密着型サービスの業務の基準を定めたものでございます。

改正の主な内容といたしましては1点目、地域包括ケアシステムの深化推進に関すること8項目、2点目、自立支援、重度化防止に向けた対応に関すること1項目、3点目、良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくりに関すること6項目、4点目、その他2項目となっております。各項目内に囲み線で第4条第1条などとありますけれども、改正の該当となる条例を示しており、全条と記載がございます内容は第1条から第4条全てに該当する改正内容となっております。新旧対照表及び条例に関する説明資料と併せてご参照願います。なお、施行期日は令和6年4月1日となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第16 議案第13号 松島町水道事業給水条例の一部改正について

（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第16、議案第13号松島町水道事業給水条例の一部改正についてを議

題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第13号松島町水道事業給水条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が令和5年5月26日に公布され、水道整備管理行政が厚生労働省から国土交通省に移管されることから所要の改正を行うものであります。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第17 議案第14号 指定管理者の指定について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第17、議案第14号指定管理者の指定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第14号指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

磯崎漁港漁具倉庫に関する指定管理者の指定について、宮城県漁業協同組合松島支所を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、指定の期間につきましては令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としております。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 初めに資料1、管理業務の計画書をお開き願います。

磯崎漁港漁具倉庫を使用するに当たり、指定管理者の申請を行った宮城県漁業協同組合松島支所が2番から5番までの事項に基づき運営を行うことを掲載しております。

次のページをお開き願います。管理業務に係る収支計画書ですが、1の収入では資料2の漁具倉庫平面図において施設の延べ床面積670平方メートルの中で12.8平方メートルを1区画として、条例で定める1平方メートル当たりの単価43円を1年間貸し付けると年額6,604円となります。現在は12名の方が30区画を利用していることから、1年間の収入を19万8,120円と見込んでおります。

次に2の支出になりますが、電気料、水道料、消防設備保守点検及び予備費と合わせて歳出も19万8,120円とし、運営していくものと計画しております。なお、本指定管理は指定管理者が施設の利用料を財源といたしまして管理運営を行うことから、町からの委託料は生じない指定管理となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第18 議案第15号 令和5年度松島町一般会計補正予算（第8号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第18、議案第15号令和5年度松島町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第15号令和5年度松島町一般会計補正予算（第8号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものについて、その概要を歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきまして、9ページをお開き願います。10ページにわたりますが、2款総務費1項1目一般管理費につきましては事業費精査に伴う補正のほか、3月13日から21日までの期間で職員を派遣する能登半島地震災害支援関係経費を補正するものであります。

12ページをお開き願います。2款総務費1項17目ふるさと納税費につきましては、寄附額の実績見込みにより関係経費を補正するものであります。

13ページにわたります。19目新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費につきましては、全6事業のうち行政区エネルギー価格等高騰対策支援事業ほか3事業について事業費を精査し、補正するものであります。

13ページの3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、人件費の精査に伴う補正のほか社会保障・税番号制度に係る各種システムにおいて、氏名の振り仮名の追加に要する国庫補助金の追加補助対象経費分を補正するものであります。

17ページをお開き願います。3款民生費1項社会福祉総務費につきましては人件費の精査に伴う補正のほか、国民健康保険保険基盤安定負担金等の額が確定したことに伴い国民健康保険特別会計への操出金について補正するものであります。

18ページにわたります。2目障がい者福祉費につきましては事業費精査及び実績見込みに伴い、障がい者自立支援給付費及び障がい者医療対策費を補正するほか、障がい者医療費等に対する国庫及び県負担金等の実績に伴い令和4年度返還金を補正するものであります。また、子ども家庭庁及び厚生労働省の通知により障がい者相談支援事業等が消費税課税対象となることに伴い、事業所へ未払いの消費税及び延滞金等を補正するものであります。

19ページの5目介護保険対策費につきましては、介護保険特別会計への操出金を精査し補正するものであります。

2項2目児童措置費につきましては、児童手当等支給経費の事業費精査に伴い児童手当について補正するものであります。

20ページをお開き願います。5目子ども医療対策費につきましては、助成額の実績見込みにより関係経費を補正するものであります。

21ページにわたります。6目子育て支援事業費につきましては、施設型給付費等の実績見込みに伴う補正のほか、令和4年度子ども・子育て支援交付金の国及び県補助金に係る返還金、令和4年度施設型給付費の国及び県負担金並びに県補助金に係る返還金について補正するものであります。

21ページの9目低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業費につきましては、事業費精査に伴う補正のほか国庫補助金の実績に伴い過年度返還金を補正するものであります。

3項1目災害救助費につきましては、県負担金の実績に伴い過年度返還金を補正するものであります。

22ページをお開き願います。4款衛生費1項2目予防費につきましては、事業費精査に伴う補正のほか令和4年度がん検診推進事業及び令和4年度感染症予防事業等の実績に伴い国補助金に係る返還金について補正するものであります。4目母子衛生費につきましては、事業費精査に伴う補正のほか令和4年度妊娠出産包括支援事業及び令和4年度産婦健康診査事業の実績に伴い国補助金に係る返還金について補正するものであります。

23ページの7目新型コロナウイルスワクチン接種対策費につきましては、事業費精査に伴う補正のほか令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種対策事業の実績に伴い国負担金に係る返還金について補正するものであります。

24ページをお開き願います。6目農林水産業費1項3目農業振興費につきましては、人件費の精査に伴う補正のほか農地集積集約化対策事業に対する補助額の実績見込みにより補正す

るものであります。

25ページの8款土木費5項2目公共下水道費につきましては、下水道事業会計への負担金を精査し補正するものであります。

26ページをお開き願います。5目街路事業費につきましては、事業費精査による予算組替えを行い、事業進捗を図るため補正するものであります。

29ページをお開き願います。10款教育費6項1目幼稚園費につきましては、人件費の精査に伴う補正のほか令和4年度施設等利用給付費の実績に伴い国及び県負担金の返還金について補正するものであります。

その他の歳出補正につきましては、職員人件費の精査、事務事業の精査及び事業費の確定に伴うものであります。

歳入につきましては、3ページをお開き願います。4ページにわたりますが、4款配当割交付金から10款環境性能割交付金までにつきましては、収入見込みにより補正するものであります。

4ページの17款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金につきましては、歳出でご説明しました国民健康保険保険基盤安定負担金等の額の確定、障がい者自立支援給付費及び児童手当の精査に伴い補正するものであります。2目新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金につきましては、歳出でご説明しました新型コロナウイルスワクチン接種対策費の精査に伴い補正するものであります。

5ページにわたります。2項1目総務費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました社会保証税番号制度に係る各種システムの改修等に対するものであります。

5ページの7目新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました新型コロナウイルスワクチン接種対策費の精査に伴い補正するものであります。8目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、歳出でご説明しました新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費に対するものであります。

18款県支出金1項1目民生費県負担金につきましては、歳出でご説明しました国民健康保険保険基盤安定負担金等の額の確定、障がい者自立支援給付費及び児童手当の精査に伴い補正するものであります。

6ページをお開き願います。2項2目民生費県補助金につきましては、歳出でご説明しました障がい者医療対策費施設型給付費及び子ども医療対策費の実績見込みに伴い補正するものであります。4目農林水産業費県補助金につきましては、歳出でご説明しました農地集積集

約化対策事業の実績見込み等に伴い補正するものであります。

20款寄附金1項2目総務費寄附金につきましては、歳出でご説明しましたふるさと納税寄附額の実績見込みに伴い補正するものであります。

7ページの21款繰入金1項4目松島区外区有財産特別会計繰入金につきましては、令和5年度をもって会計を閉鎖する高城区及び幡谷区における財産積立金を繰入れするものであります。

その他の歳入補正につきましては、事務事業の精査及び事業の確定見込みに伴うものであり、これらの財源を精査し財政調整基金繰入金を補正するものであります。また、戸籍情報システム等振り仮名追加対応改修事業ほか3事業につきましては年度内完了が見込めないため、繰越明許費を設定するものであります。

なお、詳細につきまして担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） それでは2款1項19目新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費につきましてご説明申し上げます。

恐れ入ります。主要事業説明資料1をお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、12ページから13ページとなります。

今回の補正につきましては、電力、ガス、食料品等の価格高騰に対する重点支援といたしまして令和5年3月29日付で臨時交付金の限度額通知を受け、町独自事業として実施いたしました6事業のうち、資料の概要欄に記載の4つの事業におきまして事業完了に伴う事業費精査として補正を行うものでございます。

次に添付しておりますA3判の資料をお開き願います。

初めに資料の見方について説明させていただきます。ページ上段、3行目に記載しております金額は国から交付を受けました地方創生臨時交付金総額と、これまでに補正予算化してまいりました国費についてお示ししているものでございます。表につきましては、事業番号1番から6番までの個別事業を記載し、今回の補正前の事業費と今回事業費の精査を行った補正後の金額に分けております。下段括弧書きにつきましては補正前の事業費と比較金額をお示ししております。事業概要欄につきましては、完了実績に基づく事業の内容を記載しているところでございます。

恐れ入ります。資料の2ページをお開き願います。下段、全体事業費の合計についてご説明

いたします。補正前の全体事業費といたしましては8,285万円であり、補正後の全体事業費は7,772万7,000円でございます。

以上で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に関して説明を終わらせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第19 議案第16号 令和5年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第19、議案第16号令和5年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第16号令和5年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳出について一般被保険者療養給付費、一般被保険者療養費、一般被保険者高額療養費及び特定健康診査等事業費に精査に伴い補正するものであります。

歳入につきましては、普通交付金の精査及び一般会計繰入金の額の決定に伴い補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第20 議案第17号 令和5年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（色川晴夫君） 日程第20、議案第17号令和5年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第17号令和5年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、介護報酬改定に伴う介護保険システム改修費用を増額するもののほか、介護保険給付費等の実績見込みに伴い補正するものであり、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。また、介護予防教室事業が消費税課税対象となることに伴い、事業所へ未払いの消費税及び延滞金等を補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第21 議案第18号 令和5年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）

○議長（色川晴夫君） 日程第21、議案第18号令和5年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第18号令和5年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、事業費精査及び事業収入の実績見込みに伴いこれらの財源を精査し、財政調整基金積立金を補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第22 議案第19号 令和5年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算
（第2号）

○議長（色川晴夫君） 日程第22、議案第19号令和5年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第19号令和5年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、今年度で閉鎖する高城区及び幡谷区の財産積立金について、一般会計へ繰出しするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第23 議案第20号 令和5年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（色川晴夫君） 日程第23、議案第20号令和5年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第20号令和5年度松島町水道事業会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、依願退職職員に係る特別負担金の補正及び光陽台配水管布設替え舗装復旧工事費等建設改良事業の精査に伴う事業費及び負担金等について補正するものであります。これにより、水道事業費用総額を5億7,735万7,000円、資本的収入の総額を294万4,000円、資本的支出の総額を3億243万1,000円とし、資本的収支不足額2億9,948万7,000円の補填財源のうち過年度分損益勘定留保資金を2億5,010万5,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第24 議案第21号 令和5年度松島町下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（色川晴夫君） 日程第24、議案第21号令和5年度松島町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第21号令和5年度松島町下水道事業会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、人件費及び建設改良事業の精査により補正するものであります。これにより、下水道事業収益の総額を10億1,462万9,000円、資本的収入の総額を3億5,533万4,000円、資本的支出の総額を4億9,213万5,000円とし、資本的収支不足額1億3,680万1,000円の補填財源のうち当年度利益剰余金処分額を778万6,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで休憩に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） この後、町長の予算に伴う施政方針演説がございますので14時25分といたします。14時25分、再開します。

午後2時09分 休 憩

午後2時25分 再 開

○議長（色川晴夫君） 会議を再開します。

-
- 日程第25 議案第22号 令和6年度松島町一般会計予算（提案説明）
- 日程第26 議案第23号 令和6年度松島町国民健康保険特別会計予算（提案説明）
- 日程第27 議案第24号 令和6年度松島町後期高齢者医療特別会計予算（提案説明）
- 日程第28 議案第25号 令和6年度松島町介護保険特別会計予算（提案説明）
- 日程第29 議案第26号 令和5年度松島町介護サービス事業特別会計予算（提案説明）
- 日程第30 議案第27号 令和6年度松島町観瀾亭等特別会計予算（提案説明）
- 日程第31 議案第28号 令和6年度松島町水道事業会計予算（提案説明）
- 日程第32 議案第29号 令和6年度松島町下水道事業会計予算（提案説明）

○議長（色川晴夫君） お諮りいたします。日程第25、議案第22号から日程第32、議案第29号までは令和6年度各種会計予算についての提案理由であり、町長の施政方針もございますので、一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

日程第25、議案第22号から日程第32、議案第29号までを一括議題とします。

議案の朗読を省略し、令和6年度各種会計予算の提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 令和6年第1回松島町議会定例会に令和6年度予算案並びに諸議案をご提案申し上げ、ご審議をいただくに当たり町政運営の基本的な考え方をご説明申し上げ、議員の皆さま並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

説明に先立ちまして、令和6年1月1日に発生した能登半島地震であります。244名の犠牲者であると報じられているところであり、亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、そのご家族や被災された方々に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。また、宮城県からの対口支援として本町では石川県能登町へ2名の職員が1月21日から26日の間、被災状況を確認、家屋等被害調査や罹災証明発行事務などの被災地のニーズに合わせた支援を行っており、今後も被災地への人的支援を継続してまいります。

今回の能登半島地震による被害の甚大さを本町としても重く受け止め、改めて自然災害の恐ろしさを実感しているところであり、東日本大震災や豪雨災害等の記憶を風化させないよう

防災・減災に引き続き取り組んでまいります。

さて、本町を取り巻く情勢に目を向けますと、新型コロナウイルス感染症が感染症法上において5類へ移行なったことにより町内におきましてもこれまで規模の縮小や中止を余儀なくされていた町民ふれあいスポーツ大会、日本三景の日記念事業、文化観光交流館祭りや産業祭りなどの各種イベント等が4年ぶりに制限なく再開されるなど、町にもにぎわいが戻りつつあることを実感しているところであります。

一方、依然として世界情勢が大きく揺れ動いている状況下において、本町ではエネルギー価格や物価の高騰が続いており、国による物価高騰対策等の各種支援施策が講じられてはいるものの、町民の暮らしや町の経済にも今も強く影響を及ぼしている状況であります。

このような中、私といたしましては昨年9月より3期目となる町政運営を任されているところであり、改めて身の引き締まる思いでありますとともに、引き続き全力で町政運営に取り組んでまいり所存であります。本町では活力あるまち・松島の実現に向け定住、子育て、交流の3つの長期総合計画の重点戦略とし、各施策を展開しているところであります。その中で松島イノベーションヒルズの整備につきましては2月から樹木伐採などの準備工に着手したところであります。この産業拠点の形成により新たな企業の進出や産業のさらなる活性化に加え、働く場や関係人口の創出にもつながり3つの重点戦略の基盤となる重要な施策であると捉えておりますことから、令和6年度におきましても引き続き力強く推進してまいります。

また、再生可能エネルギーを地産地消とするマイクログリッドを取り入れた計画としており、町が目指すゼロカーボンシティにも大きく寄与するものと期待しているところであります。あわせて、企業誘致により期待される従業員等の新たな雇用や定住につきましてもさらなる充実を図っていく必要がありますことから、新たに土地利用計画につきましては宮城県と協議を進めていくとともに、これまで実施している本町の移住定住促進施策である町独自の定住補助金事業や、若年層へ向けた移住支援金につきましても継続して実施していくことで、続けたい、住んでみたいと思われる、選ばれる町の実現を目指し取り組んでまいります。

また、昨年の4月には新しい子育ての場として認定こども園松島めぶきの森が開園し、園児たちが毎日豊かな自然環境に囲まれながら元気に園庭を駆け回る姿を見ることができ、本町の子育て環境の向上が図られたものと実感しているところであります。引き続き、町立保育所と幼稚園の再編計画を進めていくとともに、今後の町内における学校施設の在り方についても検討し、子供たちが心身ともに健やかに成長できるよう常に子供の目線に立った環境づく

くりに取り組んでまいります。

本町における自治体DXにつきましては、本年度設置したデジタル推進室を中心としていつでもどこでも手軽にスマートで暮らしやすい町を掲げ、令和5年度は特にスマートフォン教室を中心としたデジタルデバインド対策と情報セキュリティー体制の強化に取り組むとともに、今後のDXの調査や課題の調査や導入候補となるサービスのトライアルなどを通じた評価を実施してまいります。令和6年度におきましてはより具体的にDXを実現していく段階となるため、人に優しいデジタル社会の構築を目指し、適切な手法を選択しながら引き続き町民の声に応えるDXに取り組んでまいります。

このような状況の下、令和6年度から令和7年度にわたり次期松島町長期総合計画の策定を進めてまいります。これまでの各施策における成果や課題を整理し、新たな計画策定につきましては町民の声を取り入れながら人が集うにぎわいの町となる明るい未来への道しるべとなるよう、次の新しい100年への始動に向け総合計画を策定してまいります。

最後に、令和6年度における本町の財政の見通しであります。新型コロナウイルス感染症の感染法上の5類移行に伴い個人消費やインバウンド需要の回復などによる地域経済の波及効果が見込まれる一方で、社会情勢を背景とした経済の先行きの不透明さは依然として継続しており、税収の予測がしにくい状況であります。また、人件費や社会保障関係経費の義務的経費や公共施設の維持管理経費に加えエネルギー価格の高騰などを背景とした各経費の増加が避けられない中、保健福祉センター大規模改修事業及び都市計画道路根廻・初原線道路整備事業において多額の事業費が見込まれており、これまで以上に厳しい状況が予測されます。これらのことから、限りある財源において将来にわたり健全な財政運営を進めるために今一度全職員が現在の財政状況を認識し、財源の確保、経費の見直し及び事業の選択と集中によるスリム化、重点化を図るとともに、新たな財源確保についても引き続き横断的な連携の下、積極的に取り組んでまいります。また、国や県の動向を注視し、新たな補助制度の創設や制度改正についても積極的な情報収集を行い、事業の財源確保に努めてまいります。

このような状況の下、令和6年度予算案における一般会計の予算規模は前年度と比較して4.3%の減で編成しております。なお、特別会計予算につきましては3.5%の減となり、公営企業会計につきましては水道事業会計では18%の減、下水道事業会計では3.4%の減で編成しております。令和6年度以降も厳しい社会情勢が続くことが見込まれる中において、地方自治体の行政運営は柔軟かつ多様化が強く求められていることから、我が町におきましても部署や役所の枠組みにとらわれず、役場職員が一丸となって本町行政運営に取り組んでいくこ

と併せ、議員各位並びに町民の皆様の協力を賜わりながら全町一体となったまちづくりを展開してまいり所存であります。

続きまして、令和6年度の主な施策につきまして長期総合計画の施策体系に基づきご説明申し上げます。

土地利用につきましては、引き続き松島イノベーションヒルズにおける産業拠点の形成を推進し、本町における地域産業の活性化に取り組むとともに、松島町都市計画マスタープランで計画している愛宕駅周辺などの新たな土地利用についても検討してまいります。

河川港湾につきましては、吉田川とともに高城川が令和5年7月に特定都市河川へ指定されたことから、高城大橋から田中川合流部までの河川改修と明治潜穴上流部での河川のり面切木撤去等について宮城県に強く要望してまいります。

住宅につきましては、地震災害による家屋倒壊被害を防止するため、耐震診断及び耐震改修工事の助成を継続するとともに、耐震化の普及啓発にも努めてまいります。

また、通学路等危険ブロック塀についても除去に対する助成を行い、耐震化事業を推進してまいります。

上水道につきましては、町民に良質な水を安定供給するため、水質や放射性物質の検査を徹底し水質基準を維持するとともに、老朽化した配水管の布設替え工事についても引き続き進めてまいります。

下水道につきましては、施設の持続的機能保全を図るため、ストックマネジメント計画の策定に引き続き取り組んでまいります。また、初原地区において污水管渠築造工事を進め、下水道未普及地区の解消を図ってまいります。

道路につきましては、都市計画道路根廻・初原線の国道346号から松島イノベーションヒルズまでの道路整備について、早期完了を目指し進捗を図ってまいります。また、県道の整備推進につきましては、令和4年度、5年度で実施した交通社会実験の検証結果を踏まえ、仙台松島線の拡幅改良整備や小牛田松島線初原バイパスの延伸を宮城県に対し積極的に要望してまいります。さらに、国道45号の歩道拡幅につきましては、松島第一小学校から松島駅前までの整備を含め、早期整備に向け国土交通省と調整を図ってまいります。

公共交通につきましては、町民バスを業務委託することにより、適正な管理の下で安定した運行の確保を図るとともに、新たに運行状況をスマートフォンやタブレット等で確認できるバスロケーションシステムを導入するなど、効率的で誰もが利用しやすい運行に努めてまいります。

情報通信につきましては、町政情報や災害情報、観光情報の発信について各種SNS、テレビ閲覧板等の特性を生かし、情報発信に努めてまいります。また、LINEにつきましては町民が自ら取得した情報を取捨選択することができる仕組みであるLINEセグメント配信を活用して、効果的な情報発信に努めてまいります。

自然環境保護につきましては、森林環境譲与税を財源とする森林機能回復事業や松くい虫被害木除去業務委託事業により、これまで伐倒してきた松枯れ被害木を搬出し翌年度の植樹事業につなぐとともに、薬剤散布や伐倒駆除による松くい虫防除事業及びナラ枯れ被害木の早期伐倒駆除も継続して実施することで、森林機能の回復と景観保持に努めてまいります。

環境衛生につきましては、不法投棄防止の巡回などの使用する公用車として環境に配慮したプラグインハイブリット車を導入するとともに、家庭や企業で取り組めるエコ活動やごみ分別方法などをまとめた地球温暖化対策のガイドブックを作成するなど、ゼロカーボンシティに向けた事業を展開してまいります。また、燃えるごみとして排出していました製品プラスチックにつきましては、容器包装プラスチックと同様に4月から分別収集を開始し、ごみの減量化や再資源化、再利用による二酸化炭素排出量の削減を図ってまいります。

交通安全につきましては、令和5年12月23日に達成した交通死亡事故ゼロ1年間達成の記録を継続できるよう、関係機関と連携し児童生徒への交通安全教室や高齢者への交通事故防止活動を行うなど、交通安全思想の普及と交通事故防止の啓発を推進してまいります。また、経年劣化したカーブミラーや路面表示の更新など、交通安全施設の適切な維持管理に努めてまいります。

消防防災につきましては、ハザードマップ及び津波避難計画を活用した防災訓練や、防災指導員の育成などを通して自主防災組織の支援を行うとともに、避難施設や備蓄倉庫の機能確保に努めながら、災害時用備蓄品を充足するなど防災体制を強化してまいります。また、防災行政無線と連動した登録制メールや各種SNS等による適格かつ迅速な情報の発信により、被害の軽減、二次災害の未然防止に努めてまいります。

消防団につきましては、頻発化し激甚化する自然災害に備えた消防装備品の購入や消防車両の計画的な更新整備により、消防力の向上を図ってまいります。また、総合防災訓練や本町で開催予定の塩釜地区消防団連合演習などを通じて地域防災力の中核を担う団員の災害対応能力の向上を図るとともに、常備消防や婦人防火クラブの協力による火災予防広報にて、町民に対する防火意識の高揚に努めてまいります。

防犯につきましては、防犯指導隊と連携し、地域の実情に沿った防犯活動を行い、不審者情

報等の迅速な情報提供により被害を未然に防止するとともに、各地区が管理する防犯灯のLED照明への更新を支援し、夜間においても安心して生活できる環境を整備してまいります。

保健医療につきましては、町民が休日夜間を通して安心して診療を受けられるよう、塩釜医師会及び町内医療機関と連携を図り、地域医療体制の維持に努めてまいります。

また、感染症対策につきましては、国の動向を踏まえ、定期予防接種の実施体制を整えるとともに、感染症の予防に関する正しい知識の普及と情報提供を行ってまいります。

健康増進につきましては、松島町健康増進総合計画を策定し、ライフコースアプローチに注目した健康づくりの取組を推進してまいります。

母子保健につきましては、妊産婦の精神的及び身体的負担の軽減を図るため、産後ケア事業を拡充してまいります。また、従来の特定不妊治療費助成事業を改め、一般不妊治療及び生殖補助医療の自己負担分について、町独自の助成を実施することにより出産、子育てを望む方の経済的負担を軽減し、少子化対策の一助となるよう努めてまいります。

長寿健康対策につきましては、地域の通いの場に専門職を派遣し、高齢者がみずからフレイル予防に取り組める環境づくりを推進してまいります。

高齢者福祉につきましては、宅配夕食サービス事業、ひとりぐらし老人等緊急通報システム事業及び高齢者福祉助成事業等を引き続き実施し、関係機関と連携しながら高齢者の在宅生活の支援及び見守り等を実施してまいります。また、保健福祉センターを長期的に安心して利用できる施設とするため、大規模改修工事を継続してまいります。

介護保険の運営につきましては、高齢者福祉計画第9期介護保険事業計画の初年度として高齢者の介護予防、要介護状態の重度化防止を進めるとともに、全戸に介護保険ガイドブックを配付し、介護保険制度や地域支援事業等の周知を図ってまいります。

介護サービス事業につきましては、高齢者が住み慣れた地域でできるだけ自立した生活を送ることができるよう、総合事業の対象者及び要支援認定者に対し介護予防ケアマネジメント及び介護予防サービス計画を作成し、在宅生活を支援してまいります。

児童福祉につきましては、安心して子供を産み育てられる環境づくりと、全ての子供が健やかに成長できる地域づくりを実現するため、子ども・子育て会議の開催やアンケート調査の分析を行い、町が今後進めていく施策の方向性や目標を定める松島町子ども・子育て支援事業計画（第3期）の策定を進めてまいります。また、令和6年度から子育て世帯包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を統合し、子ども家庭センターとして機能させることで妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目のない相談支援を行ってまいります。

障害福祉につきましては、令和6年度から始まる第4期障がい者計画及び第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画に基づき、障がい者及び障がい児が必要とする障害福祉サービス等の提供体制の充実を図り、自立と社会参加の実現に向けた支援を引き続き行ってまいります。

社会保障につきましては、国民健康保険制度において被保険者の高齢化や医療の高度化等を背景に、1人当たりの医療費が年々増加する中で地域におけるきめ細かな事業を実施するとともに、財政の責任主体である宮城県とより一層の連携を図りながら適正な資格管理、保険給付を実施してまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、本町の75歳以上の割合が年々増加し、高齢者の身近な窓口としての役割はますます高まっていることから、運営主体である宮城県後期高齢者広域連合と連携を図りながら、各種申請、届出の受理、保険料の徴収を実施してまいります。

学校教育につきましては、松島町教育振興基本計画に基づき誇りと絆を育みしなやかに生きる松島人を目指す姿として、地域性など各校の特色を生かした教育を引き続き推進してまいります。また、学校運営につきましては、コミュニティースクールや地域学校共同本部と連携し地域とともにある学校づくりに努めてまいります。

学力向上につきましては、教職員研修及び学習支援体制の充実を図るほか、子ども国際観光科の導入による英語教育の充実、ICT支援員の配置によるタブレット端末を活用した授業の充実、教員の指導力向上を図ってまいります。

部活動地域移行につきましては、関係者への丁寧な説明を行いながら、準備の整った部活動から段階的に移行ができるよう取り組んでまいります。また、地域移行に係る財政支援等を国及び宮城県に対し引き続き要望してまいります。

心のケア・不登校対策につきましては、子供たちが抱える悩みや問題が多様化、複雑化している中、スクールソーシャルワーカーを配置し学校・家庭・心のケアハウスが連携し個々に応じた支援や必要な働きかけを行ってまいります。

学校教育環境の整備につきましては、学校防犯対策として各小中学校の昇降口に防犯カメラを設置いたします。また、安心して学校生活を送れるよう学校施設の適切な維持管理に努めてまいります。

幼児教育につきましては、保育所等との交流や合同職員研修の実施、小学校と連携したアプローチカリキュラムの実践により子供の育ちを大切にしたい一貫性のある教育に取り組んでまいります。

学校給食につきましては、地場産物の活用や郷土料理を取り入れながら、成長期にある園児児童生徒の心身の健全な発達に必要な栄養バランスが取れた給食を提供し、食育の推進を図ってまいります。

生涯学習につきましては、地域、家庭、学校による地域学校共同活動を推進し、各種教室や講座の開催等を通じて生涯学習の振興に努めてまいります。また、松島の特色を生かした自然や歴史を通じた学習の場を提供し、事業の展開を行ってまいります。

芸術文化の振興につきましては、文化観光交流館で文化観光交流まつり等の各種イベントや様々な教室、講座を開催し、文化芸術活動への参加や鑑賞の機会を提供するとともに、関係団体と連携を図りながら気軽に文化芸術に触れられるよう努めてまいります。

スポーツ振興につきましては、指定管理者やスポーツ関連団体と連携を図りながらスポーツを楽しめる環境を整備し、町民の健康増進及び地域間交流の場を提供してまいります。

文化財の保存及び活用につきましては、すばらしい風致景観を後世に継承すべく特別名勝松島保存活用計画に基づき、宮城県と調整を図りながら広角的な運用に努めてまいります。また、地域の特色ある埋蔵文化財公開活用事業より、公開講座や文化財説明看板の設置を行ってまいります。

町史編さんにつきましては、令和6年度に有識者を交えた町史編さん委員会を立ち上げるとともに、引き続き資料の収集や調査を行いながら令和9年度の完成を目指し事業を進めてまいります。

国際観光につきましては、高まるインバウンド需要を注視しながら、国や宮城県、関係団体との連携強化を図るとともに、観光情報等を発信し誘客に努めてまいります。

観光客誘致の強化につきましては、町内事業者や近隣自治体、宮城県等との連携を強化し、観光資源の磨き上げや効果的な誘客事業に取り組んでまいります。松島を拠点とする滞在型旅行者の誘客及び広域周遊を見据え、新たな観光パンフレットの作成と情報発信に努めてまいります。また、教育旅行誘致事業として多様化する教育現場のニーズに即したプログラムを提供できるよう、観光業界や他の市町村と連携しながらコンテンツ整備に努めてまいります。

多島海の魅力の伝承につきましては、豊かで美しい松島湾を後世に継承できるようSDGs、持続可能な開発目標に関連する松島湾アマモ再生プロジェクトや湾の環境保全に関する活動とより広くお知らせするためのPR活動に取り組んでまいります。

地域間交流の推進につきましては、交流自治体で開催される行事において松島の観光PRを

実施し、自治体間での観光交流を継承することで広域観光のさらなる振興に努めてまいります。

文化遺産につきましては、日本遺産政宗が育んだ伊達な文化について、宮城県並びに関連自治体と連携を図りながら工夫を凝らした各種イベントの実施やSNS等を活用したPRを行い、教育、観光資源としての事業展開を図ってまいります。

企業創業支援につきましては、利府松島商工会が実施する創業支援事業への支援を継続し、町の各種補助金交付事業とも連携を図り、起業を目指す方へ支援体制を充実させ、地域経済の活性化に努めてまいります。

観光業につきましては、松島観光協会をはじめ関係団体と協力し広域での相互連携を図りながら、滞在型の観光地を目指し受入体制の整備や松島町が有する観光資源を活用した誘客に努めてまいります。

農林業につきましては、国や宮城県が示す生産の目安に基づいた米の生産が円滑に実施されるよう、JA等の関係機関や農業者と連携しながら高収益作物等への転換を誘導し、環境保全米の生産に取り組む農家への補助事業も行い、農業所得の向上と競争力の高い農業に向けた支援を継続するとともに、農業の担い手への支援と新規就農支援に努めてまいります。また、町内小学校を対象にする自然観察体験等の学習を実施し、森林機能の役割といった森林教育を継続してまいります。さらに、県営土地改良事業による志田谷地排水機場機器更新の推進と合わせまして、農業水利施設危機管理対策事業では農業用ため池のネットフェンス設置工事を継続し、安全対策に努めてまいります。

地産地消の推進につきましては、地産地消実行委員会の活動を支援し、産業まつりやまつの市等のイベントを通じて生産者と消費者のふれあいの機会を提供することで、地場製品の地元消費に努めてまいります。また、本町と関わりのある自治体と連携しながらイベント等へ出店を行い、本町の地場産品をPRしてまいります。

水産業につきましては、松島のカキ生産における衛生対策やカキPR支援を継続し、漁業者の経営安定に努めてまいります。また、湾内の水質や底質も含めた環境調査研究が実施されるよう、引き続き湾岸の自治体と協力し国や宮城県に要望してまいりますとともに、宮城県が引き続き進める磯崎漁港機能保全事業による施設の長寿命化に向け、宮城県と調整を図ってまいります。

商工業につきましては、中小企業、小規模事業者が業務改善と販路等拡大を目的として取り組む新たなDXの構築について支援を実施してまいります。事業者への経営等の支援が円滑

に実施されるよう、商工会運営補助金と松島ブランド推進事業について継続して支援してまいります。

定住促進につきましては、子育て世代を中心とした若者に選ばれる町となるよう、これまでの定住促進事業補助金に加え令和5年度から取組を開始した新婚世帯応援事業支援金、出会いサポート支援事業支援金を継続して交付するとともに、情報発信の強化に努めてまいります。また、首都圏で開催される移住関連イベントへ積極的に参加し、オンラインによる相談も含め移住を促進していけるよう、取り組んでまいります。

住民参加につきましては、広報や町のホームページ等を通じて募集を行い、今後も幅広い世代から多様なご意見を聞く貴重な場となるタウンミーティングを継続し、町政に反映してまいります。また、子ども版タウンミーティングにつきましても、町の将来を担う子供たちが自らまちづくりを考える貴重な場となっていることから、こども未来アカデミーと銘を打ち引き続き開催してまいります。

行財政につきましては、国際情勢を背景とした物価高騰の影響が継続し社会経済情勢が不透明な状況であることから、引き続き限られた財源で最大の効果を上げられるよう努めてまいります。また、ふるさと納税事業の受入窓口の拡充及び新たな返礼品による町の魅力の発信に努め、寄附による財源確保を継続し、事業者を対象とする企業版ふるさと納税につきましても引き続き横断的な連携の下、事業者の皆様から寄附による財源確保に努めてまいります。

行政サービスの充実につきましては、自治体DXの取組を引き続き推進し、デジタル技術による町民の利便性向上と業務のさらなる効率化を電子申請や窓口DX等の目に見える形で実現してまいります。また、国が推進する自治体情報システムの標準化、共通化につきましても令和7年度の移行に向けて適切に準備してまいります。

広域行政につきましては、塩釜地区二市三町や仙台市を中心とした仙台都市圏と連携し、社会基盤の整備促進や圏域の振興に係る課題に対して着実な解決を図るよう、国や宮城県に対し要望活動を行ってまいります。また、塩釜地区広域行政連絡協議会で行っている交流研修事業を通じ、人材育成や連携強化に努めてまいります。さらに、広域行政の枠組みの中で多賀城創建千三百年に関する記念事業等へ積極的に参加し、地域間交流の活性化や広域行政のさらなる連携強化に取り組んでまいります。

令和6年度の当初予算の内訳でございますが、一般会計62億1,600万円、国民健康保険特別会計17億8,462万8,000円、後期高齢者医療費特別会計2億5,906万1,000円、介護保険特別会計20億3,136万4,000円、介護サービス事業特別会計1,132万1,000円、観瀾亭等特別会計1億

345万円、水道事業会計 7 億2,425万6,000円、下水道事業14億6,634万7,000円、合計125億9,642万7,000円。

以上、ご提案申し上げご説明といたします。

○議長（色川晴夫君） 大変ご苦労さまでした。

以上で議案第22号から議案第29号までの議案の提案理由の説明が終わりました。

本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会といたします。

再開は、3月4日午前10時です。

今日は大変、皆さんご苦労さまでした。

午後3時00分 散会